

岩手県選挙管理委員会告示第 34 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 21 年 6 月 26 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人仁泉会介護老人保健施設ほほえみの里	宮古市崎嶽ヶ崎第 9 地割 39 番地 27	平成 21 年 6 月 17 日
老人ホーム	社会福祉法人松実会特別養護老人ホーム繫松苑	盛岡市繫字猿田 1 番地 37	〃
	医療法人社団松誠会住宅型有料老人ホームやすらぎ	盛岡市繫字猿田 1 番地 46	〃
	株式会社アンビシャスアンビシャスシティ志家	盛岡市中ノ橋通二丁目 7 番 38 号	〃
	有限会社ブライトステージブライトステージ	盛岡市肴町 3 番 18 号	〃
	医療法人三秋会介護付有料老人ホームいわいの郷	一関市山目字館 64 番 7	〃